

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和4年2月4日 第38号
件名	区が歩道のない区道に「区画線」に似た白い実線をペイントする際の手続き的根拠を整え、「文京区交通安全計画」に明記するよう求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には歩道の設けられていない区道が多くあり、その両側あるいは片側に白い実線がペイントされていますが、その白い実線が道路法第 45 条第 1 項で規定する「区画線」であるか、それとも道路交通法第 2 条第 1 項第 3 の 4 号で規定された「路側帯」を区画する道路標示であるか、あるいは「区画線」でも「路側帯」を区画する道路標示でもなく、区道の道路管理者である区が独自の判断でペイントした単なる白い実線か、区民が判別するのは極めて困難です。

特に区が独自の判断でペイントした単なる白い実線は、「区画線」や、「路側帯」を区画する道路標示のように法令的・手続き的な根拠がないままに予算執行されペイントされています。

区民が「区画線」であると思って白線より路端側を歩行していたり、「路側帯」であると思ってそこを歩いていたりした際に、この白線を超えて車が走り、万が一、事故に遭ってしまった場合、区民はこの運転者を道路法違反や道交法違反に問うことはできません。一方、区は「区画線」や「路側帯」と誤導する全く同じ「白線」を手続き的根拠なく設置し、区民に広く周知する義務を怠った瑕疵を指摘される可能性を否定できず、区が独自に単なる白い実線をペイントするに当たっては、要綱や要領、基準等の手続き的根拠を整えた上で予算執行することが求められます。

区が独自の判断でペイントした単なる白い実線に関しては、「文京区交通安全計画」にも記載されておらず、区民に周知するのであれば手続き的根拠を整えた上で「文京区交通安全計画」に盛り込むべきです。

文部科学省と国土交通省、警察庁による「通学路における合同点検等実施」と併せ、貴議会において区長に下記を働きかけていただきたくお願いいたします。

請願事項

- 1 区が区道において、道路法第 45 条第 1 項で規定する「区画線」でも、道路交通法第 2 条第 1 項第 3 の 4 号で規定された「路側帯」を区画する道路標示でもない、単なる白い実線をペイントする際の手続き的根拠（要綱・要領・基準等）を整え、この手続きに則り実施するようにしてください。
- 2 上記 1 項における単なる白い実線の設置を、区が今後も進めるのであれば、手続き的根拠を整えた上で「文京区交通安全計画」に盛り込んでください。